

(第一類 第十二号)

第百二回国会建設委員會會議錄第十号

(三三三)

昭和六十年五月二十四日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 保岡 興治君

理事 龜井 静香君

理事 桜井 新君

理事 井上 泉君

理事 新井 彬之君

池田 行彦君

奥田 幹生君

唐沢俊二郎君

東家 嘉幸君

清水 勇君

水田 稔君

坂井 弘一君

伊藤 英成君

東中 光雄君

出席國務大臣

國務大臣

(国土庁長官)

出席政府委員

国土庁長官官房

委員長外の出席者

建設委員会調査

室長

委員の異動

四月十二日

辭任

池田 行彦君

清水 勇君

同日

辭任

自見庄三郎君

多賀谷眞稔君

永井 孝信君

同日

辭任

伊藤 英成君

同日

辭任

佐々木良作君

同日

辭任

池田 行彦君

復本 和平君

伊藤 英成君

同日

辭任

齊藤滋与史君

湯川 宏君

塚田 延充君

同日

辭任

池田 行彦君

金子原二郎君

國場 幸昌君

東家 嘉幸君

清水 勇君

山中 末治君

伊藤 英成君

同日

辭任

赤城 宗徳君

塩崎 潤君

塩島 大君

中村 靖君

清水 勇君

同日

辭任

伊藤 英成君

同日

辭任

佐々木良作君

同日

辭任

池田 行彦君

復本 和平君

伊藤 英成君

同日

辭任

齊藤滋与史君

湯川 宏君

塚田 延充君

同日

辭任

池田 行彦君

金子原二郎君

國場 幸昌君

東家 嘉幸君

清水 勇君

山中 末治君

伊藤 英成君

同日

辭任

赤城 宗徳君

塩崎 潤君

塩島 大君

中村 靖君

五十嵐広三君

青山 丘君

同日

辭任

池田 行彦君

清水 勇君

同日

辭任

藤本 孝雄君

永井 孝信君

五月二十一日

辭任

池田 行彦君

清水 勇君

同日

辭任

山中 貞則君

藤田 高敏君

同日

辭任

清水 勇君

同日

辭任

永井 孝信君

同日

辭任

森田 一君

関 晴正君

前川 旦君

中島 武敏君

同日

辭任

奥田 幹生君

浜西 鉄雄君

伊藤 英成君

同日

辭任

藤本 孝雄君

永井 孝信君

同日

辭任

池田 行彦君

清水 勇君

同日

辭任

山中 貞則君

藤田 高敏君

同日

辭任

池田 行彦君

清水 勇君

同日

辭任

永井 孝信君

同日

辭任

清水 勇君

同日

辭任

奥田 幹生君

水田 稔君

浜西 鉄雄君

東中 光雄君

同日

辭任

森田 一君

前川 旦君

四月二十六日

住宅基本法案(新井彬之君外二名提出、衆法第

二四号)

同日

辭任

池田 行彦君

清水 勇君

同日

辭任

藤本 孝雄君

永井 孝信君

同日

辭任

池田 行彦君

清水 勇君

同日

辭任

山中 貞則君

藤田 高敏君

同日

辭任

永井 孝信君

同日

辭任

奥田 幹生君

水田 稔君

浜西 鉄雄君

東中 光雄君

同日

辭任

森田 一君

前川 旦君

関 晴正君

四月二十九日

脊髄損傷者に対する建設行政改善に関する請願

(池端清一君紹介)(第三五三〇号)

同日

辭任

池田 行彦君

清水 勇君

同日

辭任

藤本 孝雄君

永井 孝信君

同日

辭任

池田 行彦君

清水 勇君

同日

辭任

山中 貞則君

藤田 高敏君

同日

辭任

永井 孝信君

同日

辭任

奥田 幹生君

水田 稔君

浜西 鉄雄君

東中 光雄君

同日

辭任

森田 一君

前川 旦君

関 晴正君

四月二十九日

脊髄損傷者に対する建設行政改善に関する請願

(池端清一君紹介)(第三五三〇号)

同日

辭任

池田 行彦君

清水 勇君

同日

辭任

藤本 孝雄君

永井 孝信君

同日

辭任

池田 行彦君

清水 勇君

同日

辭任

山中 貞則君

藤田 高敏君

同日

辭任

永井 孝信君

同日

辭任

奥田 幹生君

水田 稔君

浜西 鉄雄君

東中 光雄君

同日

辭任

森田 一君

前川 旦君

関 晴正君

同(梶山静六君紹介)(第三五三二号)
同(渡辺美智雄君紹介)(第三五三二号)
同月二十日
国民生活関連公共事業拡大に関する請願(中川
嘉美君紹介)(第三七一〇号)

同月二十二日
国民生活関連公共事業に関する請願(池田克也
君紹介)(第三七七七号)

同(神崎武法君紹介)(第三七七八号)
同(富塚三夫君紹介)(第三九四七号)
同(中島武敏君紹介)(第四一五二号)
同(三浦久君紹介)(第四一五三号)

国民生活関連公共事業拡大に関する請願(神崎
武法君紹介)(第三七七九号)

国民生活関連公共事業促進に関する請願(小谷
輝二君紹介)(第三七八〇号)

育種損傷者に対する建設行政改善に関する請願
(野呂田芳成君紹介)(第三九七二号)

同月二十三日
国民生活関連公共事業に関する請願(瀬崎博義
君紹介)(第四二六八号)

同(沼川洋一君紹介)(第四二六九号)
同(平石磨作太郎君紹介)(第四二七〇号)

国民生活関連公共事業拡大に関する請願(草川
昭三君紹介)(第四二七一号)

育種損傷者に対する建設行政改善に関する請願
(北口博君紹介)(第四三五六号)

五月十七日
育種損傷者に対する建設行政改善に関する請願
(若垂壽喜男君紹介)(第四六九二号)

同(小坂徳三郎君紹介)(第四六九三号)
同(堀昌雄君紹介)(第四六九四号)
同(山下元利君紹介)(第四六九五号)
同(若林正俊君紹介)(第四六九六号)
同(渡辺省一君紹介)(第四六九七号)

は本委員会に付託された。
四月十九日
半島振興法制定促進に関する陳情書(和歌山県)

東牟婁郡本宮町議会議長小原利男(第三二二
号)

阪急京都線連続立体交差事業等に関する陳情書
(高槻市議会議長柿本俊夫)(第三二三三号)

五月二十日
公共事業の推進に関する陳情書(兵庫県議会議
長伊田宏)(第四一五号)

第九次道路整備五カ年計画の完全達成に関する
陳情書(東大阪市議会議長東口貞男)(第四一六
号)

名神高速道路瀬田東インターチェンジ建設に関
する陳情書(大津市議会議長金井長純)(第四一
七号)

北陸関東産業道路及び東海北陸自動車道の建設
促進に関する陳情書(名古屋市中区栄二の一〇
の一九竹田弘太郎)(第四一八号)

京滋バイパス建設促進に関する陳情書(大津市
議会議長金井長純)(第四一九号)

西大津バイパス建設促進に関する陳情書(大津
市議会議長金井長純)(第四二〇号)

明石海峡大橋の早期着工に関する陳情書(鳴門
市議会議長机場清)(第四二二二号)

都市緑化対策の促進に関する陳情書(関東甲信
越一郡九県議会議長会代表東京都議会議長田辺
哲夫外九名)(第四二二三号)

渡良瀬遊水地国営公園設置促進に関する陳情書
(関東甲信越一郡九県議会議長会代表東京都議
會議長田辺哲夫外九名)(第四二三三号)

水資源対策の推進に関する陳情書(愛知県議会議
議長岡本辰巳)(第四二四四号)

下水道事業の促進に関する陳情書(関東甲信越
一郡九県議会議長会代表東京都議會議長田辺哲
夫外九名)(第四二五五号)

は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
国土行政の基本施策に関する件
半島振興法案起草の件

○保岡委員長 これより会議を開きます。
国土行政の基本施策に関する件について調査を
進めます。

この際、半島振興法案起草の件について議事を
進めます。

本件につきましては、先般来の理事会等におき
まして御協議を願ってまいりましたが、その結果
に基づきまして、お手元に配付いたしてあります
とおりの起草案を作成した次第であります。

本起草案の趣旨及び内容につきましては、委員長
から御説明を申し上げます。

いわゆる半島は、三方を海に囲まれた地域とし
ての立地条件のために、孤島の性格を有し、一
般的には、平地に恵まれず、また水資源も乏しい
など、国土資源の利用面の制約から産業立地も思う
に任せず、所得の格差等が見られ、人口の減少、
高齢化の進展など今後に大きな課題を抱えており
ます。

しかるに、このような半島地域についてのこれ
までの広域的、総合的振興を図るための施策は、
かなり立ちおくれていると言わざるを得ません。
国土の均衡ある発展と地域住民の生活福祉の向
上を図るためには、こうした半島地域がその後進
性から脱却し、個々の半島の開発戦略を推進し、
その持つ特殊性、可能性を最大限に生かせるよう、
総合的な振興策を講じる必要があるというのが本
法律案の提出の理由であります。

次に、この法律案の主な内容について申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、都道府県知事の申請
に基づき、二以上の市町村の区域から成り、一定
の社会的経済的規模を有し、公共的施設の整備に
ついて他の地域に比較して低位にあり、かつ、産
業の開発の程度が低く、企業の立地の促進等の措
置を講ずる必要がある半島地域を、半島振興対策
実施地域として指定することとしております。

第二に、半島振興対策実施地域の指定があった
ときは、関係都道府県知事は、振興の基本的方針
に関する事項、基幹的な道路、港湾、空港等の交
通施設及び通信施設の整備に関する事項などを内
容とする半島振興計画を作成し、内閣総理大臣の
承認を受けなければならないこととしておりま
す。

第三に、国は半島振興計画に基づく事業の実施
に関し、必要な財政金融上の措置を講ずるよう配
慮するとともに、その事業の円滑な実施を促進す
ることに努めなければならないこととしておりま
す。

その他、地方債についての配慮、税制上の措置、
地方税の不均一課税に伴う措置などを設けること
としております。

なお、本案は、公布の日から施行し、有効期限
は昭和七十年三月三十一日までとすることとして
おります。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。
最後に付言させていただきますが、理事会にお
いて、本起草案を取りまとめるに当たり、その実
効性を高めるための財政金融上の諸措置について
は、他の地域立法との均衡をも考慮しつつ、でき
る限り速やかに具体化を図るべしとの点で各党の
意見が一致いたしましたことを申し添えます。

半島振興法案
〔本号末尾に掲載〕

○保岡委員長 本件について発言を求められてお
りますので、これを許します。瀬崎博義君。

○瀬崎委員 私は、日本共産党・革新共同を代表
して、ただいま議題となりました委員長発議によ
る半島振興法案に反対の意見を表明します。

今日の半島地域の困難な状況は、自民党政府が
推進してきた大企業本位、大型プロジェクト優先
の高度成長政策、列島改造計画によってたらさ
れたものです。特に、近年、臨調行革路線に沿っ

て強行されている補助金のカットや地方交通線の廃止などは、半島地域の格差を一層拡大するものです。真に半島地域の振興を図るためには、こうした政策を改めることが何よりも重要です。

しかるに、今提案されている半島振興法案は、半島地域の荒廃を現に進めつつある誤った政策を放置した上、法の目的に、既に破綻が明白となっている新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法に見られる国土の均衡ある発展をうたい、半島振興計画に国土総合開発計画との調和を義務づけ、さらに、半島振興地域指定の要件や半島振興計画の内容として、高速道路や空港等、高速輸送施設整備や企業立地を挙げるなど、またしても大企業優先の開発を推進しようとするものとなっています。

この法案が施行されるならば、観光資源に対する大資本の支配強化や原発立地促進などによる乱開発と環境破壊を招き、また、国の地方自治体に対する財政金融上の具体的な助成措置は何一つ期待できないばかりか、逆に大企業誘致の条件整備のために、地方自治体は多大の財政負担を強いられる危険があります。かかる法案は撤回すべきであります。

日本共産党・革新共同は、真に住民本位の半島振興法を実現するため、住民生活の安定、福祉の向上を目的とし、高速道路や空港だけでなく、生活環境施設や社会福祉施設、文教施設の整備、医療の確保等住民生活の安定向上に直結した計画を広く含め、また国の財政責任を明確にした法案大綱を、理事会に提案いたしました。私は、我が党の法案大綱に即した半島振興法案を委員長提出法案とされるよう、強く主張するものであります。

最後に、本来、委員会提出法案は委員会審議を省略するのが常でありますから、全会一致でない限り、委員の審議権を奪うことになりません。我が党の反対にもかかわらず、自民党原案のまま委員会提出法案とするのはまことに遺憾であります。

以上で、私の発言を終わります。

りました。

お諮りいたします。

半島振興法案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○保岡委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○保岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十四時四十一分散会

半島振興法案

半島振興法

(目的)

第一条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に資することを目的とする。

(指定)

第二条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の議を経て、半島地域のうち、次の各号に掲げる要件に該当し、一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域を半島振興対策実施地域として指定する。

一 二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域であること。

二 高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設その他の公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域であること。

三 産業の開発の程度が低く、雇用の増大を図るため企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域であること。

2 都道府県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請をしようとする場合において当該申請に係る地域が北海道又は沖縄県の区域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は沖縄開発庁長官を経由しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定をするときは、当該半島振興対策実施地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

(半島振興計画の承認)

第三条 前条第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興に関する計画(以下「半島振興計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により半島振興計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の半島振興計画を作成しようとするときは、関係市町村長に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の承認を受けようとする場合において当該半島振興計画に係る地域が北海道又は沖縄県の区域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は沖縄開発庁長官を経由しなければならない。

ときは、北海道開発庁長官又は沖縄開発庁長官を経由して、当該半島振興計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 前各項の規定は、半島振興計画を変更する場合について準用する。

(半島振興計画の内容)

第四条 半島振興計画には、当該半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興に関し必要な次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 振興の基本的方針に関する事項

二 基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

三 農林水産業、商業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

四 水資源の開発及び利用に関する事項

五 教育及び文化の振興に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、半島振興に関し必要な事項

2 半島振興計画は、国土総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画その他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和したものでなければならない。

(半島振興計画に基づく事業の実施)

第五条 半島振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国の施策)

第六条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。

第七条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、毎年度、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第八条 地方公共団体が半島振興計画を達成するために、地方公共団体の事業に要する経費に充てるために、この地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保)

第九条 国及び地方公共団体は、半島振興計画の達成に資すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、半島振興対策実施地域の区域内において行う工場、事業場その他の施設の新設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(税制上の措置)

第十条 国は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六條第二項の規定により、地方公共団体が、半島振興対策実施地域の区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る機械及び装置又はその事業に係る工場の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税その他の政令で定める地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税その他の政令で定める地方税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置

置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国土審議会)

第十二条 国土審議会は、内閣総理大臣の諮問に應じ、半島振興に関する重要事項について調査審議する。

2 国土審議会は、半島振興に関する重要事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

附則

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和七十年三月三十一日限り、その効力を失う。

(国土庁設置法の一部改正)

3 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中シをエとし、ミをシとし、メをミとし、ユをメとし、キをユとし、サをキとし、アをサとし、テをアとし、エをテとし、コをエとし、フをコとし、ケをフとし、マをケとし、ヤをマとし、クをヤとし、オをクとし、ノをオとし、キをノとし、ウをキとし、ムの次に次のように加える。

ウ 半島振興法(昭和六十年法律第

号)

第七条第一項中「及びオ」を「ウ及びク」に改める。

理由

半島地域における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、これらの地域について広域的かつ総合的な対策を実施するための半島振興計画の樹立等の措置

を定めるとともに、その円滑な実施に關し必要な措置を講ずることにより、半島地域における住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設委員會議録第六号中正誤

ベシ 段行 誤 正

セ 二 九 進めて 勧めて

同 第七号中正誤

ベシ 段行 誤 正

三 四 八 道路、鉄 道路、鐵道

同 第八号中正誤

ベシ 段行 誤 正

二 四 九 お伺して お伺いして
三 三 三 突っ走るなとい 突っ走るなんと
う